

被扶養者(家族)・任意継続被保険者になっている方の 健康診断結果(写)等のご提供のお願い

川口工業健康保険組合

40歳以上のご家族・任継の方で勤務先等での健康診断の結果をご提供された方に
3,000円分のクオカードを贈呈いたします。

健診結果及び質問票のご提供にご協力をお願いいたします。

情報提供の対象者

- ◆ 40歳以上(健診年度末3月31日時点)の被扶養者(家族)または任意継続被保険者
- ◆ 勤務先の健康診断結果である
- ◆ 健康保険証を使用した検査の結果ではない
- ◆ 当組合発行の受診券を利用しない
- ◆ 東振協特定健診及びレディース健診を受けない
- ◆ 人間ドック・脳ドックの補助金支給申請をしない

提供方法

「①健診結果報告書」、「②質問票」、をご記入の上、「③健康診断結果(写)」、「**利用しなかった当組合発行の受診券(原本)**」を添付し、当組合に送付願います。

返信用封筒や情報提供用紙が必要な方はTELまたはメールでご依頼ください。

保健事業課 ●TEL 048-229-2353

●情報提供用紙・封筒依頼メール⇒



なお、ご提供いただける健診結果は、年度初め**4月1日～翌年3月31日**に受診した**特定健診必須項目を含んだもの**となります。

情報提供が必要な理由

国は生活習慣病予防対策として、健保組合に40歳から74歳の被保険者(本人)及び被扶養者(家族)が、「特定健診」及び「特定保健指導」を実施することを義務付けています。この特定健診及び特定保健指導には、達成すべき実施率の目標が定められており、この実施率に応じて『後期高齢者支援金』(健保組合から国への納付金)の額に加算減算される仕組みになっていますが、現在、当組合の被扶養者(家族)の受診率が目標を大きく下回っています。健康診断や特定保健指導は、みなさまの健康につながるだけでなく、組合財政にも影響を与えますので、ご協力をお願いいたします。

当組合の被扶養者・任意継続被保険者のうち、勤務先等で健康診断を受けられた方は、健康診断結果(写)等の提供をもって当組合の特定健診の結果として扱われますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご提供いただいた健診結果は、個人情報として厳密に保存し、必要に応じて特定保健指導等に活用します。

また、データは匿名化され国に報告されます。ご了承のうえご協力いただけますようお願いいたします。

お問い合わせ先 川口工業健康保険組合 保健事業課

〒332-0012 埼玉県川口市本町3丁目2番22号 工房ビルディング4階

TEL 048-229-2353 FAX 048-229-2372